

諫早市工事費内訳書事務取扱要領

平成 29 年 3 月 31 日 28 諫契第 544 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、諫早市（諫早市上下水道局を含む。以下「本市」という。）が発注する建設工事（建設業法第 2 条第 1 項の「建設工事」をいう。）の入札（紙入札及び電子入札システムによる入札をいう。以下同じ。）について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 入札者に工事費内訳書の提出を求める対象工事は、本市発注の建設工事のうち、競争入札により実施するものとする。

(提出の時期)

第 3 条 工事費内訳書は、入札時に入札書に添付して提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず電子入札による場合は、諫早市電子入札実施要領第 10 条の規定により入札提出締切日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

(作成方法)

第 4 条 入札者は、工事案件ごとに次に掲げる事項を遵守し、工事費内訳書を作成しなければならない。

- (1) 様式は任意（本市が事前に指定した場合を除く。）であること。
- (2) 商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載し、押印（電子入札システムにより提出する場合を除く。）すること。
- (3) 工事価格（消費税及び地方消費税の額を除く合計額をいう。）は、入札金額と一致させること。
- (4) 値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）を記載してはならないこと。
- (5) 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を記載すること。

(入札の無効)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 入札者が、工事費内訳書を提出しない場合
- (2) 提出された工事費内訳書について、対象工事の工事費内訳書であることが特定できない場合

(3) 前条に定める方法によって工事費内訳書を作成していない場合

(4) その他工事費内訳書の内容に不備が認められる場合

(審査)

第6条 審査は、落札候補者により提出された工事費内訳書について行う。ただし、落札候補者が次順位者以降の者に移行した場合は、当該者により提出された工事費内訳書について審査を行う。

2 審査は、開札後、落札者決定までの間に実施する。

3 審査にあたり工事費内訳書の内容を調査する必要がある場合は、その提出者に説明を求めることとし、より詳細な工事費内訳書を提出させることができる。

4 談合等の不正行為が疑われる場合は、当該入札の落札決定を保留とするとともに、審査の対象を全入札者の工事費内訳書として、必要に応じて諫早市談合情報対応マニュアルに基づく措置等を講ずる。

5 くじ引きにより落札決定を行う場合は、くじ引きの対象者全員の工事費内訳書を審査する。その結果、第5条の各号のいずれかに該当した場合には、その者のした入札は無効とする。

(提出された工事費内訳書の取扱い)

第7条 提出された工事費内訳書は、返却しない。

2 提出された工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。

3 提出された工事費内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出するものとする。

4 提出された工事費内訳書は、諫早市情報公開条例（平成18年条例第2号）第7条に規定する非公開情報とし、開示対象としない。

(入札が無効となった者の取扱い)

第8条 第5条各号のいずれかに該当し、入札が無効となった場合においても、談合その他不正な行為が確認できないときは、指名停止措置は行わない。

(落札者以外の工事費内訳書無効の取扱い)

第9条 落札者を決定した後に落札者以外の入札参加者の工事費内訳書の不備等による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げない。

(周知方法)

第10条 入札者に対する工事費内訳書に係る周知は、入札公告及び入札執行通知書に記載することにより行う。

(保管期間)

第11条 工事費内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から5年間、その他の入札参加者分については入札終了月の翌月から1年間とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。